

令和3年8月から 負担限度額認定の制度が変わります

全国的な介護保険制度の改正に伴い、以下のとおり、負担限度額認定の要件等が変更になります。

変更点① 前年(令和2年中)の「合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)」が、80万円を超える人の利用者負担段階が変更になります

利用者負担段階が「第3段階」の区分の人は、令和3年度からは細分化されます。

利用者負担段階と所得要件 (令和2年度まで)		利用者負担段階と所得要件 (令和3年度から)	
第3段階	80万円超の人	【新】第3段階①	80万円超120万円以下の人
		【新】第3段階②	120万円超の人

※令和3年度(有効期限が令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の負担限度額認定における所得要件は、令和2年中の収入及び所得をもとに審査します。

変更点② 預貯金等の資産要件が変更になります

預貯金等(株・有価証券を含む)の資産要件について、利用者負担段階が第2段階と、第3段階の人についての基準が見直されました。

利用者負担段階と預貯金等の資産要件 (令和2年度まで)		利用者負担段階と預貯金等の資産要件 (令和3年度から)	
第2段階	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下	第2段階	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下	【新】第3段階①	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
		【新】第3段階②	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下

※第2号被保険者(65歳未満)の人は、これまでと同じく単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

変更点③ 食費の1日あたりの自己負担上限額が変更になります

「負担限度額認定証」に対応した施設等を利用した際の、食費の自己負担上限額が見直されました。

利用者負担段階と食費(1日あたり) (令和2年度まで)			利用者負担段階と食費(1日あたり) (令和3年度から)		
	施設入所	ショートステイ		施設入所	ショートステイ
第2段階	390円	390円	第2段階	390円	600円
第3段階	650円	650円	【新】第3段階①	650円	1,000円
			【新】第3段階②	1,360円	1,300円

負担限度額認定とは

施設サービスを利用するときは、サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。そのうち、居住費と食費は、所得に応じた自己負担の上限額(限度額)が設けられており、限度額を超える分は、介護保険から施設に直接給付されます。

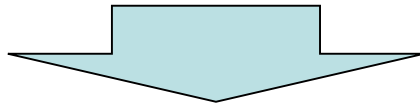
給付を受けるには、市への申請が必要です。申請をしていない月は、居住費・食費の減額は受けられません。

対象者は、「世帯員全員が市民税非課税」であり、かつ、「預貯金要件」にあてはまる人で、以下の区分に分けられます。

1日当たりの居住費・食費の自己負担限度額【()内の金額は、介護老人福祉施設・ショートステイ利用の額】

【令和2年度(令和2年8月1日～令和3年7月31日)まで】

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	生活保護者 老齢福祉年金受給者	【 単身 】 1,000万円以下 【 夫婦 】 2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	収入(※1)が 80万円以下の人		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
第3段階	収入(※1)が 80万円超の人		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円



※居住費の変更はありません。

【令和3年度(令和3年8月1日～令和4年7月31日)から】

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護者 老齢福祉年金受給者	【 単身 】1,000万円以下 【 夫婦 】2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
第2段階	収入(※1)が 80万円以下の人	【 単身 】650万円以下 【 夫婦 】1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
第3段階 ①	収入(※1)が80万円超 120万円以下の人	【 単身 】550万円以下 【 夫婦 】1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階 ②	収入(※1)が 120万円超の人	【 単身 】500万円以下 【 夫婦 】1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円	1,445円

(※1)収入＝前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計

(※2)負担限度額認定制度の対象外です。食費・居住費は軽減されていない額になります。